

栃木市・西方町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第10条第3項の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長（以下「議長」という。）は、副会長と連携して、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めるものとする。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、議事が円滑に進行するよう協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(発言の許可)

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項（議題及び会議結果）
- (4) 会議の経過（議事の要旨）
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、適切に保管するものとする。

4 会議録に署名する委員は2人とし、議長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

（会議の公開）

第9条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

（傍聴人）

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聬人及び報道関係者とする。

2 傍聴人は、前条ただし書に規定する会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

（傍聴の手続）

第11条 会議を傍聴しようとする者は、栃木市・西方町合併協議会会議傍聴届（別記様式第2号。以下「傍聴届」という。）に氏名、住所等を記入

し、傍聴証（別記様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開始予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の30分前までにおける一般傍聴人の傍聴希望者が前条第3項の定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会事務局に返還しなければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者（撮影又は録音することにつき、あらかじめ協議会事務局に届け出た者を除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帶びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限）

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声を録音しようとするときは、傍聴届により、あらかじめ協議会事務局に届け出て、傍聴証の交付を受けなければならない。

（職員の指示）

第16条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第17条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

（規律）

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月31日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称			
開催日時		年月日() 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者及び 欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議題		2 会議結果
会議の経過 (議事の要旨)		別紙のとおり	
会議資料			
その他の事項			
会議�録の確定			
確定年月日		記名押印	
年月日		委員	印
		委員	印

別紙

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

別記様式第2号（第11条関係）

栃木市・西方町合併協議会会議傍聴届

栃木市・西方町合併協議会会議運営規程第11条及び第15条の規定により、会議を傍聴するので、下記のとおり届け出ます。

別記様式第3号（第11条、第15条関係）

（表面）

傍聴証

第号

栃木市・西方町合併協議会

会長（議長）

印

（裏面）

傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨を表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。